

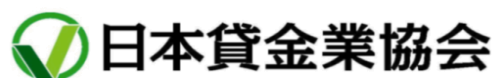
平成29年度監査結果について

I 実地監査

II 書類監査

(参考)平成30年度監査計画

平成30年6月13日



監 査 企 画 部

I 実地監査結果について

1. 概 要

- 平成29年度の実地監査は、119会員（うち、特別監査4会員）に対して実施した（前年度131会員（うち、特別監査11会員））。業態別では消費者向け72会員、事業者向け47会員となった（前年度は消費者向け54会員、事業者向け77会員）。
- 監査結果については、指摘有の会員が36会員（前年度72会員）で、その割合は30.3%（前年度55.0%）、指摘件数は64件（前年度140件）で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.5件（前年度1.1件）となっている。
- 指摘内容については、契約締結前・締結時書面関係（法第16条の2及び第17条）が多く、また、指導事項では、「反社会的勢力に対する態勢」、「ホームページの記載事項」、関係法令の改正に伴う「社内規則の改定」等に関するものが多く見受けられた。

2. 実施状況

(1) 実施会員数及び指摘件数

		平成 2 9 年度				平成 2 8 年度				
A	実 施 会 員 数	119会員（うち特別監査4会員）			B/A	131会員（うち特別監査11会員）			B/A	
B	指摘有の会員数	36会員（うち特別監査1会員）			30. 3%	72会員（うち特別監査6会員）			55. 0%	
指摘項目		指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	指導事項	指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	指導事項	
一般 監査	貸金業法	62 件	10 件	52 件	238 件	116 件	31 件	85 件	292 件	
	自主規制関連	1 件	1 件	0 件		12 件	4 件	8 件		
	その他法令	0 件	0 件	0 件		4 件	0 件	4 件		
	小計	指摘件数	63 件	11 件	52 件	238 件	132 件	35 件	97 件	292 件
		指摘有の会員数	(35 会員)	(6会員)	(32会員)	(102会員)	(66 会員)	(23会員)	(60会員)	(108会員)
特別 監査	貸金業法	1 件	0 件	1 件	12 件	8 件	0 件	8 件	25 件	
	自主規制関連	0 件	0 件	0 件		0 件	0 件	0 件		
	その他法令	0 件	0 件	0 件		0 件	0 件	0 件		
	小計	指摘件数	1 件	0 件	1 件	12 件	8 件	0 件	8 件	25 件
		指摘有の会員数	(1 会員)	(0会員)	(1会員)	(3会員)	(6 会員)	(0会員)	(6会員)	(7会員)
総計	C 指摘件数	64 件	11 件	53 件	250 件	140 件	35 件	105 件	317 件	
	D 指摘有の会員数	(36 会員)	(6会員)	(33会員)	(105会員)	(72 会員)	(23会員)	(66会員)	(115会員)	
実施した 1 会員当たりの 指摘件数 (C/A)		0. 5	0. 1	0. 4	2. 1	1. 1	0. 3	0. 8	2. 4	

- 「改善事項」とは、
 - ①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
 - ②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- 「指導事項」とは、
 - ①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。
 - ②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
- 「その他法令」とは、
 - 貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

(2) 指摘内容

法令等	指摘の概要	29年度		28年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の4	従業者名簿の備付け不備	－	－	－	1
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等不備	－	1	6	11
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	3	3	4	5
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	1	－	1	1
貸金14条	貸付条件等の掲示不備	－	1	－	5
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、 記載不備	4	13	9	14
貸金17条	契約締結時書面の未交付、 記載不備	1	21	7	41
貸金18条	受取証書の記載不備	－	2	1	5
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載 ・保存不備	－	8	2	7
貸金21条	催告書の記載不備	－	3	－	1
貸金24条の6の2	開始等の届出不備	－	－	1	1
貸金41条の35	個人信用情報の未提供、提供遅れ	1	－	－	1
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意 の未取得	－	1	－	－
貸金業法計		10	53	31	93
自主11条	社内態勢の未整備	－	－	1	－
自主11条及び 15条の4	社内態勢整備不十分	1	－	－	－
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	－	－	1	4
自主32条	返済能力の確認の未実施	－	－	2	3
自主36条	自己振出手形等の制限	－	－	－	1
自主規制基本規則計		1	0	4	8
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	－	－	－	4
その他法令計		0	0	0	4
総 計		11	53	35	105

貸 金 : 貸金業法
 自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3) 指導事項の内容

指導事項の概要	29年度	28年度
反社会的勢力に対する態勢 ・ 反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・ 反社情報データベースが構築されていない。 ・ 特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。等	48	49
ホームページの修正 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等) ・ 指定紛争解決機関の表示がない。 ・ 協会番号の表示が協会推奨方式と相違する。等	35	45
社内規則の策定 ・ 社内規則が改定されていない。等	32	15
届出事項 ・ 立入検査に係る届出書の未提出。 ・ 登録申請書の内容と業務実態が相違。等	25	28
研修(周知徹底) ・ 実施記録を作成・保存していない。等	24	24
加入指定信用情報機関の名称の公表	10	18
個人情報の安全管理措置 ・ 機微情報等をマスキングしていない。等	10	4
貸付条件表の揭示内容 ・ 返済期間及び返済回数の表示に誤りがある。 ・ 主な返済の例の記載が具体性に欠けている。等	9	17
指定紛争解決機関の名称の公表	8	7
個人情報保護宣言の公表 ・ 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。等	8	10
貸金業者登録票 ・ 登録有効期間の表示に誤りがある。等	6	10
業務検証 ・ 業務検証を実施していない。 ・ 実施内容が形式的なものに留まっている。等	4	12
取引時確認記録 ・ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の一部記載漏れ。等	2	6
内部監査 ・ 内部監査の実施内容が形式的なものに留まっている。等	2	7
従業者名簿 ・ 必要項目の一部が記載漏れとなっている。等	2	5
従業者証明書 ・ 証明書の記載内容に誤りがある。等	1	3
反社会的勢力の排除条項の追加	1	3
借入れの意思の確認 ・ 借入れ意思の確認結果を記録・保存していない。等	1	5
その他 ・ 契約締結前・締結時書面の軽微な記載不備。 ・ 利息の計算方法が、契約書面の条項に記載された内容と相違している。 ・ パンフレットの記載内容に不備がある。 ・ 催告書面(現在未使用)の項目不足。 ・ 交渉経過の記録を適切に保存していない。等	22	49
総 計	250	317

3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

① 審査精度の向上

- ・不動産担保貸付けの審査に際し、担保物件の評価額をそのまま融資するのではなく、借入希望者に「家計バランスシート」の提出を求めて1ヶ月の収支状況を確認し、月々の返済が無理なくできる借入金額となるよう助言を行っている。
(消費者向有担保貸金業者・従事者20名未満)
- ・個人向けの貸付けに際し、独自のチェックリスト「返済能力調査結果記録簿」「除外・例外貸付記載事項一覧表」を用いて、①総量規制内であること、または②除外・例外貸付の対象条項と疎明書類の確認を行い、審査結果として記録・保存している。
(消費者向有担保貸金業者・従事者20名未満)
- ・個人向け貸付の審査については、指定信用情報機関のデータのみでなく、ヒアリングにより他社の借入状況、世帯収入及び家賃や教育費等の世帯支出を確認し、家計全体を考慮した与信を行い、代表者が全件決裁している。
(消費者向無担保貸金業者・従事者10名未満)
- ・総量規制の対象となる貸付けにおける返済能力の調査結果については、自社で作成した「与信審査票」に記録・保存している。記載項目は、取得した収入証明書類・年収額及び年収の1/3額・既往借入額・貸付可能額・貸付の可否・審査者名・店長名等であり、過剰貸付けの業務検証を実施する際にチェックする項目等を記載している。
(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)

② 管理態勢

- ・平成27年12月に当協会が公表した「監査ガイドライン」の実地監査マニュアル《別冊チェックリスト》主な着眼点を自社用に作成し、年2回の内部監査において活用（平成28年度上期の内部監査より使用開始）している。
(信販会社・従事者70名未満)
- ・貸金業務従事者は少人数であるが、「年間行動計画表」に基づいて、研修及び検証を行っており、特に検証については、社内規則の経営管理等から過払金支払までの20項目について、それぞれの検証項目を記載した「点検チェックシート」を自社にて作成し、社内規則で定めた事項を確認しつつ、検証を実施している。また、法改正等に合わせてチェックシートの内容を適宜改定している。
(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)
- ・少人数での業務運営であるが、毎月研修を行っているほか、日次・月次・四半期毎の業務検証と年1回の監査を実施し、「監査計画表兼実施状況確認票」を用いて実施状況を2名にて相互に確認している。
(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)
- ・監査役による会社法準拠の監査を行っているほか、貸金業については、監査担当が社内規則18項目の履行状況に関する業務監査を定期的（対象項目を替えて毎月）に実施し、その結果を改善策（提言）併記の報告書にして経営陣へ提出している。また、毎月初に前月取扱いの事案全件を対象に、与信や記載事項の適切性・妥当性などの内容精査を実施し、問題のあった事案については設置主任者と共に担当者への個別指導を行っている。
これらの結果を踏まえ、毎月実施している合同勉強会のテーマ（題目）と講師（主任者有資格者4名が中心）を定め、タイムリーに重要事項の周知徹底を図っている。
(消費者向有担保貸金業者・従事者10名未満)
- ・各部署において毎月、自己検証を実施し、四半期ごとに各所属長が他部署の業務内容を監査するとともに、自己検証が適切に行われているか確認している。また、各部署の業務内容に合わせて、自己検証及び内部監査の点検項目を設定している。
(クレジットカード会社・従事者100名未満)

- ・半期に一度、内部監査を実施しているほか、月に一度、社内検査を行っている。この社内検査は、毎月、違う担当者が任命され、検査対象業務の確認・チェックを行う態勢であり、点検チェックが形骸化しないよう工夫している。また、社内検査報告書には、不備事象、不備原因、改善策、改善結果を記入し、各部門長だけでなく社長まで報告し、情報の共有化を図っている。
(クレジットカード会社・従事者20名未満)
- ・貸金業法や個人情報保護等に係る業務検証を各部門が毎月実施しており、その検証結果を経営管理部門が取りまとめ、社員全員に回覧し、社員一人ひとりの理解度の促進と法令遵守の意識付けを図っている。また、社内研修・社外研修を受講した際は、受講者が研修報告書を作成し、教育担当部門がその内容について役立つ情報等を中心にとりまとめ、研修結果として社員全員に回覧し、情報の共有化を図っている。
(クレジットカード会社・従事者30名未満)
- ・内部管理を担当する部門は、すべての部門を対象に業務検証を実施している。検証にあたっては、事務処理チェックにとどまらず、予防的観点からリスク軽減につながる改善策を提案し、その後の取り組み状況についてもフォローアップを実施している。
主な検証内容としては、顧客対応部門が受付した苦情・相談事案の全件調査、督促業務等を担当する債権管理部門の電話対応についてのモニタリング等であり、顧客対応に不適切な点がないか検証している。
(信販会社・従事者500名超)

③ 業務効率

- ・既存顧客の再貸付けや増額貸付けの際には、P Cから顧客情報をプリントアウトして顧客に確認を求め、変更がなければ借入申込書に必要最小限の事項（申込日、氏名、申込金額、他社借入額、年収、資金使途）を記入するだけで済むよう簡略化を図っている。また、顧客情報に変更がある場合は、変更届の記入を依頼し、情報を更新している。
(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)

④ 反社会的勢力への取組み

- ・不動産担保貸付を取り扱っているが、反社のチェックにあたっては、債務者及び親会社、担保物件のテナント等の各代表者について、新規取引時及び年1回以上、「日経テレコン」「特定情報照会サービス」にて調査を行い、その結果を記録・保存している。また、テナントについては、変更の都度照会を行っている。
(事業者向貸金業者・従事者10名未満)

⑤ 業務検証

- ・貸付けに係る業務検証については自社で作成した「検証実施記録簿兼過剰貸付防止チェックリスト」を使用している。このチェックリストは社内規則〈過剰貸付けの防止、反社会的勢力による被害の防止等〉の重点項目を集めたもので、確認内容に沿って検証を実施し、社内規則の該当するページとともに、検証結果を記録・保存している。
(リース会社・従事者10名未満)

⑥ 社員教育

- ・債権管理を担当する部門では、各チームリーダーが社員教育の一環として、職員の電話対応のうち通話時間の長いものを中心にモニタリング（通話記録の聞き取り）を行っており、その結果、悪かった点だけでなく、良かった点についても、個別に職員に対してフィードバックし、改善すべき点があれば具体的な指導を行っている。また、適正な業務運営を目的としたリーダー会議を定期的開催し、モニタリングの結果等について、部門内で情報共有し、業務の品質向上に努めている。
(信販会社・従事者500名超)

以 上

Ⅱ 書類監査結果について

1. 概 要

- 書類監査は、平成28年の改定により、1協会員当たり原則3年に1回の頻度で実施することとした。平成29年度の書類監査は、平成29年12月末日時点の協会員で平成30年4月1日から平成31年3月31日に登録満了日を迎える300会員と、平成29年1月以降新たに加入した46会員の計346会員を対象とした。
- 監査結果については、指摘事項のあった協会員は71会員(前年度68会員)、指摘件数は242件(前年度147件)となった。指摘件数が増えた主な要因は、多数の指摘(7件以上)を受けた協会員が13会員(前年度3会員)と増加したことによるものである。
- 主な指摘事項は、返済能力調査の記録や交渉の経過の記録、及び取引時確認の記録における記録漏れ等であった。
- なお、多数の指摘事項があった協会員については、今後改善をフォローし、その改善の結果により更なる重点指導を行い、改善状況の進捗によっては、特別監査の実施を検討する。

(1) 監査報告書提出状況

平成29年度(5月28日現在)

提出状況	会員数
監査対象数	346会員
(廃業等)	▲13会員
評価対象数	333会員

* 監査通知発送日 平成30年1月15日 (監査対象期間 平成29年4月1日～平成30年2月15日)

* 廃業等の内訳は、廃業12会員、退会1会員。

(2) 監査結果

評価		平成29年度				平成28年度			
		会員数	(構成比)	指摘件数	平均指摘数	会員数	(構成比)	指摘件数	平均指摘数
指摘事項のある協会員		71会員	21.3%	242件	3.4件	68会員	17.4%	147件	2.2件
(内訳)	既存協会員	56会員	-	140件	2.5件	56会員	-	93件	1.7件
	新規加入協会員	15会員	-	102件	6.8件	12会員	-	54件	4.5件
指摘事項のない協会員		262会員	78.7%	-	-	322会員	82.6%	-	-
合 計		333会員	100.0%	242件	0.7件	390会員	100.0%	147件	0.4件

* 指摘事項のある協会員(71会員)の指摘件数別内訳

指摘件数		平成29年度			平成28年度		
		会員数	指摘件数	平均指摘数	会員数	指摘件数	平均指摘数
7件以上(注)		13会員	147件	11.3件	3会員	43件	14.3件
1～6件		58会員	95件	1.6件	65会員	104件	1.6件

(注) 平均指摘件数(3.4件)の倍以上

(参考) 書類監査における評価の状況(過去3カ年)

評価	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)
指摘事項のある協会員	132	11.4	68	17.4	71	21.3
指摘事項のない協会員	1,025	88.6	322	82.6	262	78.7
計	1,157	100.0	390	100.0	333	100.0

(3) 指摘内容(法令等に抵触するおそれがある事項)

法令等		指摘の概要	29年度 指摘件数	28年度 指摘件数
貸金業法	貸金8条	登録事項変更等の届出態勢未整備	2	5
	貸金12条の9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	5	2
	貸金13条	返済能力調査の不備	2	2
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	2	2
	貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	4	1
	貸金18条	領収書の未交付	1	－
	貸金22条	債権証書の未返還	1	－
	貸金41条の35	個人信用情報の未提供	－	3
	貸金41条の37	指定信用情報機関の名称未公表	5	2
	施行10条の17	資力を明らかにする書面の未取得	1	－
	施行10条の18	返済能力調査の記録不備	15	1
	施行10条の21	除外貸付を証明する書面の未取得	2	－
	施行12条の2	契約締結前書面記載事項の不備	3	1
	施行13条	契約締結時書面記載事項の不備	4	1
	施行15条	受取証書の記載事項等の不備	1	－
	施行16条	交渉経過の未記録、記録項目の不備	11	1
	施行19条	催告書の記載事項の不備	1	－
	貸金業法計			60
自主規制	自主15条	禁止行為等の防止のための態勢未整備	1	－
	自主21条の2	返済能力調査に係る態勢の未整備	1	－
	自主22条	借入意思確認の記録不備	2	2
	自主24条	保証人の調査未実施、書面の未交付	2	－
	自主32条	事業の実態確認書類の未徴求	2	1
	自主34条	契約締結前書面の交付不備	1	2
	自主43条	協会審査機関の広告未承認	2	－
	自主66条	勧誘の未承諾、記録不備	3	1
	自主規制基本規則計			14
その他法令	犯収法	取引時確認の記録の未作成、保存不備等	17	10
	個人情報	利用目的の同意の未取得	3	－
	その他法令計		20	10
総 計			94	37

貸金 : 貸金業法
 施行 : 貸金業法施行規則
 自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯収法 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律
 個人情報 : 個人情報保護法

*法令等に抵触するおそれがある事項とは、
 貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、
 態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

(4) 指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	29年度	28年度
	指摘件数	指摘件数
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 等	31	9
書面の交付義務について ・書面交付に係る業務の検証の未実施 ・債権証書が返還できない場合の措置の未記録 等	27	6
帳簿の備付けについて ・交渉の経過の記録項目不足 ・取引履歴の開示の未記録	24	11
個人顧客情報の安全管理措置等について ・安全管理措置に係る業務の検証の未実施 ・信用情報に係る検証態勢の未整備 等	13	6
周知徹底(研修等)について ・周知徹底の実施状況未記録	10	19
相談、苦情及び紛争等の対応態勢について ・苦情及び紛争等の記録、保存の不備 等	9	3
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	8	17
経営管理等について ・内部監査態勢不十分 ・監査結果等の未保存	7	2
その他 ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備 ・取引時確認に係る業務の検証の未整備 等	19	37
総 計	148	110

*改善・見直しの必要がある事項とは、
監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

2.監査結果の詳細分析

(1)指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

① 資本金別

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	22	18	3	0	0	1
1億～10億円未満	43	35	4	2	0	2
1億円未満	182	142	21	4	5	10
0(個人)	86	67	11	4	0	4
合計	333	262	39	10	5	17

② 業態別

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1. 消費者向け貸金業者	203	165	24	8	1	5
2. 事業者向け貸金業者	130	97	15	2	4	12
合計	333	262	39	10	5	17

③ 書類監査受検回数別

書類監査受検回数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
書類監査3回以上	246	203	30	6	1	6
書類監査2回	43	30	4	3	2	4
書類監査1回	44	29	5	1	2	7
合計	333	262	39	10	5	17

※ 28年度より3年に1度の受検となったため、受検回数で分類した。

④ 登録先別

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	69	64	4	1	0	0
都道府県	264	198	35	9	5	17
合計	333	262	39	10	5	17

(2)記録(記載)事項チェックリストの点検結果について

取引時確認の記録項目や契約締結時書面(極度方式含む)の記載項目について、法定要件を満たしているかどうかをチェックリストを用いて実態確認を実施した。

評価	取引時確認記録		契約締結時書面	
	会員数	構成比	会員数	構成比
指摘事項はない	320	96.1%	321	96.4%
指摘事項がある	13	3.9%	12	3.6%
合計	333	100.0%	333	100.0%

(主な指摘内容)

- ◆ 取引時確認記録の、5号・6号の未記録 4 会員
 - ・本人確認書類に記載の住居に取引関係文書等を書留郵便等により転送不要郵便等として送付した日付
 - ・転送不要郵便等の送付に代えて、本人確認書類の住居に赴いて取引関係文書等を交付したときは、その日付
- ◆ 取引時確認記録の、18号の未記録 4 会員
 - ・実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法

以上

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、平成30年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

<監査方針>

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、法令等違反が発生した場合には再発防止に向けた指導を強化する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1)法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- (2)顧客等に関する情報管理態勢の整備状況
- (3)システムリスク管理態勢の整備状況
- (4)法令等違反の再発防止策の検証

2. 監査対象協会員等

- (1)実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。
- (2)書類監査 平成28年度の改定に基づき、原則として3年に1回の頻度で実施する(対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する)。
なお、平成30年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、平成31年4月1日から翌年3月31日までに到来する協会員および平成30年1月以降の新規加入協会員を対象とし、平成30年度下期に行う。

以 上

◎平成30年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢
3. 反社会的勢力による被害の防止(疑わしい取引の届出を含む)
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
7. 貸金業務取扱主任者
8. 禁止行為
9. 利息・保証料等に係る制限等
10. 契約に係る説明態勢
11. 過剰貸付けの防止(取引時確認を含む)
12. 広告に関する規制
13. 書面の交付義務
14. 取立行為規制
15. 帳簿の備付け等
16. 債権譲渡等
17. 営業店登録
18. 過払金支払
19. システムリスク管理態勢
20. 非営利特例対象法人

※下線 … 本年度の監査の重点事項

◎「監査に関する業務規則」

(監査計画)

第3条 本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。

ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

◎「監査ガイドライン」の掲載場所:本協会ホームページに掲載しています。

「ホームページ」(TOP)→「協会について」→「業務内容」→「監査ガイドライン」

(<http://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>)

問合せは下記にお願いします。

〒108-0074

東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査企画部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028